

陳情書

令和 7 年 1 月 31 日

葉山町議会
議長 伊東 圭介 様

表題

「既存不適格建造物等の商業施設における周辺狭小道路の住民の安全基準を設けることを要望する」

陳情の趣旨

建築基準法やまちづくり条例が施行される以前に建築された商業施設や、条例の但し書きを適用して開発された施設の周辺住民は、特に狭小道路において交通事故や火災、震災時の避難・救助活動など、多岐にわたる不安を抱えています。

憲法第 25 条により保障される住民の生活安全を確保するためには、町と住民・事業者との間で十分な情報公開と協議が行われ、紛争が起こる前に安全基準を明確にしておくことが重要と考えます。

よって、葉山町が既存不適格建造物や但し書き適用施設の周辺狭小道路に関して、具体的な安全対策を講じるよう、下記のとおり要望いたします。

陳情の理由

1. 但し書き特例の存在と安全の不保障

現在の条例、建築基準法、都市計画法には但し書きという特例が存在し、これによって本来の基準を満たさない施設が許可される場合があります。しかし、憲法で規定されている住民の生活の安全が十分に保障されていない状況に陥る懸念があります。

2. 専門性不足と第三者的視点の欠如

葉山町は人口約 3 万人という小規模自治体であり、職員数も限られます。特



に都市計画課の業務は高度な専門性が必要であるにもかかわらず、その確保が困難な実情があります。また、議員や町長も専門知識が不足していることから、客観的かつ第三者的な判断が行われにくい状況です。

3. 近隣住民の知見と事業者の対応

交通・防災に関して、最も現場を熟知しているのは近隣住民です。しかし既存の施設を取り壊すことは難しく、事業者の安全対策への取り組み次第では、住民の安全が十分に守られない可能性があります。

4. 狭小な防災空間と災害時対応の脆弱性

葉山町は防災時に住民が避難・待機できる広場や、大型の救助機材・クレーン車が駐留できるスペースが限られています。災害が発生してからでは対応が追いつかない恐れが大きく、事前の道路整備やルール策定が急務です。

5. 住民不在の許可決定

但し書きという特例があるため、住民が気付かないまま都市計画課や町長の裁量のみで許可が下りる場合があります。情報共有が不十分なまま決定されてしまうと、住民の生活と安全がないがしろにされるリスクが高まります。

要望事項

1. 狭小道路における安全基準の策定

既存不適格建造物および但し書き適用施設の周辺で狭小道路が存在する場合、交通面および防災面からの安全基準を明確に定め、町が責任をもって運用すること。

2. 住民・事業者・町の十分な協議と情報公開

上記の安全基準策定にあたっては、近隣住民が十分に意見を述べられる場を設け、事業者と町が責任をもって協議する体制を整えること。また、協議の内容・経過・結果などを広く公開し、透明性を確保すること。

3. 緊急時対応の強化

災害時に大型クレーン・救急車両・消防車両などが安全かつ迅速に通行・待機できるよう、狭小道路を含む町内全域の防災計画を再検討し、必要に応じた整備と指針を示すこと。

4. 特例許可の事前周知と手続きの厳格化

但し書きによる許可を行う場合、住民が事前に把握できるよう手続きの段階を明示し、一定期間のパブリックコメントや説明会の開催など、住民参加を義務付ける仕組みを構築すること。

以上のおり、憲法 25 条に基づく住民の生活保障を確実なものとするため、葉山町議会におかれましては本陳情をご審議いただき、町長・行政当局に対し必要な措置を講じるよう強く要望いたします。何卒、よろしくお願い申し上げます。

住所: 神奈川県三浦郡葉山町堀内 1473

氏名: 荒井 喜一

令和 7 年 1 月 31 日

